

産業廃棄物処理の委託に係る契約に関する基本的な考え方について（案）

1. 契約方式

第1回ワーキンググループにおいて示したとおり、国の契約方式は大別すると、「一般競争契約」「指名競争契約」「随意契約」の3方式があげられ

それぞれの契約方式の特徴等については、別紙1「国及び独立行政法人等における契約方式の概要について」のとおりである。

現行の会計法（昭和22年3月31日法律第35号）においては、第29条の3第1項に規定されているとおり、「一般競争契約」が原則とされているものの、一般競争契約における落札者決定は最低価格落札方式による場合が多く、価格のみの競争による弊害¹も指摘されている。

そのため、国の調達においては、価格のみの競争による弊害をなくすため、これまで公共工事を中心に、価格以外の側面について事業者からの技術提案を受け付ける手法が検討され、主に以下の2つの方式による契約方式が採用されている。

- (1) 価格以外の側面（技術力等）を評価して事業者を選定するプロポーザル方式
- (2) 価格と価格以外の側面を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式

新たな契約類型として、産業廃棄物処理の委託に係る契約を環境配慮契約法基本方針に追加する場合、環境負荷低減の取組や廃棄物処理を適正に実施する実績・能力を有する廃棄物処理業者を適切に評価し、選定することから、最低価格落札方式によらず、上記のプロポーザル方式又は総合評価落札方式から、本契約類型に適した契約方式を検討し、選択するものとする。

¹ 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針について」（平成17年8月26日閣議決定）においては「厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札の急増、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請け業者や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が顕著になっている」とされた。

(1) プロポーザル方式 (企画競争)

プロポーザル方式²は、業務の専門性や特殊性が特に高く、業務によって期待される具体的な成果像を発注者側で明確に描くことが困難な場合について、受注者側に技術提案書 (プロポーザル) の提出を求め、技術的に最適な者を契約相手方として選定する契約方式である。

提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果が期待できる場合において多く採用される契約方式であるが、一方で、選定された契約相手方と随意契約となる契約方式であって、価格面では競争を行わないという側面がある。

(2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式³は、業務によって期待される具体的な成果像を発注者側で明確に描くことができ、受注者側の技術提案によらなくとも一定の成果を得ることができる業務仕様書の作成が可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合において採用される契約方式である。

一般競争契約又は指名競争契約の入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式であり、応募者から提出される技術資料により、提案内容の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を契約相手方とするものであり、価格面での競争も行うことができるという側面がある⁴。

なお、国の機関においては、総合評価落札方式に基づく契約の実施に当たっては財務大臣との協議が必要となる⁵。

(3) 産業廃棄物処理の委託に係る契約の特性

産業廃棄物処理の委託に係る契約には、以下のような特性があるものと考えられる。

² 現在、国の調達においては、建設コンサルタント業務等 (公共工事や建築物の設計、調査等)、船舶設計業務、システムに係るコンサルティング業務、語学研修業務、協議資料作成業務、事業誌編纂業務、PFI 事業に関するアドバイザー業務等、幅広い分野の業務でプロポーザル方式による事業者選定が実施されている。

³ 現在、国の調達においては、公共工事、調査事業、広報事業、研究開発事業、自動車の調達、スーパーコンピュータの購入又は借入、コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達等において導入されている。

⁴ 「会計法」第 29 条の 6 第 2 項：国の契約においては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者と契約できると規定されている。これが総合評価落札方式の法的根拠となっている。

⁵ 「予算決算及び会計令」第 91 条第 2 項による。1 件ごと財務大臣と個別協議が必要。

- 排出される廃棄物の種類や量が把握されており、業務によって得られる具体的な成果像を発注者側で描くことができること(事前に仕様が確定可能)
- 通常の財やサービスの提供を受ける事業又は契約とは異なり、契約対価に見合う納品物の確認ができないという意味で、事業の履行確認が容易ではないこと(事業の履行確認等が発注者側に求められる。マニフェストもその確認行為の手段)
- 産業廃棄物処理業者の技術によって、廃棄物の資源化レベルや温室効果ガス削減等の環境配慮には相当程度の差異が生じること(技術がなければ、本来資源化が可能であっても資源化できずに焼却又は最終処分されることもあることに留意)

上記のとおり、プロポーザル方式は、業務の専門性や特殊性が特に高く、業務によって期待される具体的な成果像を発注者側で明確に描くことが困難な場合において採用される契約方式であるが、業者選定に当たり価格面での競争を行わないという特徴がある。

一方、総合評価落札方式は、業務によって期待される具体的な成果像を発注者側で明確に描くことができる場合において採用される契約方式であり、価格面での競争も行うことができるメリットを有する契約方式である。

廃棄物処理の委託契約のように、受注側の技術力等によって廃棄物の資源化や廃棄物処理によって生じる温室効果ガス排出量等の環境負荷は大きく異なり、また、そうした環境負荷の低減、資源化等の処理には相応の費用負担を要するにもかかわらず、これまでは、価格のみの競争により業者を選定していた。

このため、廃棄物の適切な処理を行い得る受注側の技術力も評価することができ、かつ、価格の面での評価も可能な総合評価落札方式を採用することが適当ではないかと考える。

2. 産業廃棄物処理に当たって求められる環境配慮

産業廃棄物処理の委託に係る契約の受注者選定に当たって、廃棄物の適切な処理を行い得る受注側の技術力を評価するためには、廃棄物の処理によって、結果として環境保全の推進が図られるような技術評価が必要である。したがって、温室効果ガスの排出削減や廃棄物の資源としての再生利用の促進、各環境質に係る環境負荷低減に向けた取組に加え、特に、廃棄物の処理に当たって、不適正処理がなされた場合には莫大な原状回復費用を要することから、廃棄物の適正処理の推進に積極的な事業者を適切に評価するものとする。

温室効果ガスの排出削減

- 温室効果ガス排出量の削減のためには、廃棄物の収集運搬から中間処理、

最終処分の各処理過程における排出削減に向けた取組の推進が必要
大気・水・土壌等の環境保全の推進

- 大気、水、土壌、地下水、騒音、振動等の各環境質の一層の保全・確保を図る観点から、廃棄物処理施設等の一層の低公害化が必要

廃棄物の資源としての再生利用の促進

- 廃棄物を資源(エネルギーとしての利用を含む。以下同じ。)として捉え、それらを有効かつ循環的に利用することにより、石油等の天然資源の採掘輸送等による世界規模での温室効果ガスの発生抑制に寄与するとともに、我が国における最終処分量の削減、及び最終処分場から排出されるメタン等の排出抑制にもつながることから、そうした資源化の促進が必要

不適正処理の防止(大気・水・土壌等の環境汚染の未然防止)

- 廃棄物の不適正処理による大気・水・土壌等の環境汚染について、その未然防止を図るためには、排出事業者が廃棄物処理業者の処理内容の確認や経営状況の確認を容易に行い得るようにすることが必要

3. 公正な競争の確保に向けた要求要件(仕様)等の適切な設定

発注に当たっての要求要件等を定める際には、必要以上に入札を制限することがないよう配慮しつつ、処理委託する廃棄物の種類等の特性等を踏まえ、発注者において適切に設定するものとする。また、契約に係る情報公開の推進が、環境配慮契約について、公正な競争が行われていることも明らかにする効果も期待される。